

日時：令和7年11月26日（水）  
13時15分～14時45分  
場所：14A会議室

## 第2回 宇都宮市交通安全審議会

### 次第

- 1 開会
- 2 報告 交通安全に関する市民アンケート調査の結果について
- 3 議事 (仮称) 「第12次宇都宮市交通安全計画」の骨子案について
- 4 その他
- 5 閉会

# 交通安全審議会 委員名簿

選出区分	団体・役職名	氏名	選出区分	団体・役職名	氏名
1号委員 市議会議員	宇都宮市議会議員	河田 敦史	3号委員 関係団体を 代表するもの	宇都宮市交通安全推進協議会連合会 会長	木村 昇二
	宇都宮市議会議員	石川 京樹		宇都宮市私立保育園協会 副会長	佐原 美佳
	宇都宮市議会議員	平松 明夫		宇都宮市交通指導員連絡協議会 会長	原 啓
	宇都宮市議会議員	菅原 一浩		宇都宮市障害者福祉会連合会 副会長	山崎 富子
	宇都宮市議会議員	郷間 康久		宇都宮市小・中学校長会 代表	伊藤 敏子
2号委員 学識経験を 有するもの	宇都宮共和大学シティライフ学部 特任教授	古池 弘隆		宇都宮市老人クラブ連合会 副会長	竹本 政之
	宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授	長田 哲平		宇都宮商工会議所女性部 会長	今井 キヨ
4号委員 関係行政機 関の職員	栃木県生活文化スポーツ部 くらし安全安心課長	小野寺 律子		宇都宮地区高等学校生徒指導連絡会 代表	神地 健一郎
	栃木県県土整備部 交通政策課長	橋本 達雄		宇都宮地区幼稚園連合会 副会長	稲川 康代
	栃木県警察本部交通部 総括参事官兼交通企画課長	生井 弘道		栃木県地区交通安全協会女性部連合会 会長	五十嵐 清江

# 報 告

## 交通安全に関する市民アンケート調査の結果について

### ○ 趣旨

交通安全に関する市民ニーズを把握し、次期計画における課題を抽出するために実施した交通安全に関する市民アンケートの調査結果について報告するもの

## (1) 趣旨

アンケート調査を実施することにより、交通安全に関する市民のニーズを把握し、課題の抽出や「(仮称)第12次宇都宮市交通安全計画」における効果的な事業を立案するための参考とするもの

## (2) 対象者・抽出方法

住民基本台帳から18歳以上の市民2,000人を無作為抽出(外国人含む)  
有効回答数 667件(回答率33.4%)

## (3) 調査方法

郵送(回答はインターネットも可)

## (4) 調査期間

令和7年6月20日～7月15日

## (5) 主な質問項目

- ・ 自動車や自転車、歩行者等の交通安全について(交通ルールの遵守状況、対策が必要な年代、事故防止に向けた有効な手法、自転車保険の加入やヘルメットの着用状況等)
- ・ 交通安全全般に関する取組について(市に力を入れてほしい取組、高齢者の事故減少に必要な取組、運転免許証の自主返納、交通安全に関する情報の有効な発信方法等)

## (6) アンケートの結果概要

※調査結果は別紙1のとおり

## (7) 導出された課題等について

### ① 自動車などの交通安全について

- ・ 交通事故を減らすために**高齢者に対する安全対策の充実**が必要
- ・ ハード対策は**道路交通環境の整備**や交通取締りの強化, ソフト対策は交通安全教室のほか, **S N Sの活用など効果的な啓発の強化**が必要

### ② 自転車の交通安全について

- ・ 交通事故を減らすために**高校生に対する安全対策の充実**が必要
- ・ ハード対策は**自転車走行空間の整備**や交通取締りの強化, ソフト対策は交通安全教室のほか, **S N Sやスマートフォンアプリの活用など高校生に効果的なツールを用いた啓発の強化**が必要
- ・ 自転車加害事故における被害者救済のため, 自転車保険の加入を促進することや, 自転車事故当事者の重傷化防止のため, **ヘルメット着用の促進することなどの啓発の充実**が必要

### ③ 歩行者の交通安全について

- ・ 交通事故を減らすために**高齢者や青年期や中壮年期に対する安全対策の充実**が必要
- ・ ハード対策は**道路交通環境の整備**, ソフト対策は**交通ルール・マナー全般の周知**のほか, 歩きスマホ防止など啓発の充実が必要

### ④ 交通安全全般に関する取組について

- ・ 交通事故の減らすために**運転免許証の自主返納など高齢ドライバー対策**や, **自転車利用者の安全教育の充実**のほか, 高齢者や高校生はもとより, **大学生等の青年期や中壮年期を対象とした啓発の充実**が必要
- ・ 高齢者の運転免許証の**自主返納を促進するためには公共交通機関の充実**や, 移動販売などの買い物支援などのほか, **免許返納時のインセンティブの付与**など, **高齢者が自動車に過度に依存しない取組**が必要

# 議 事

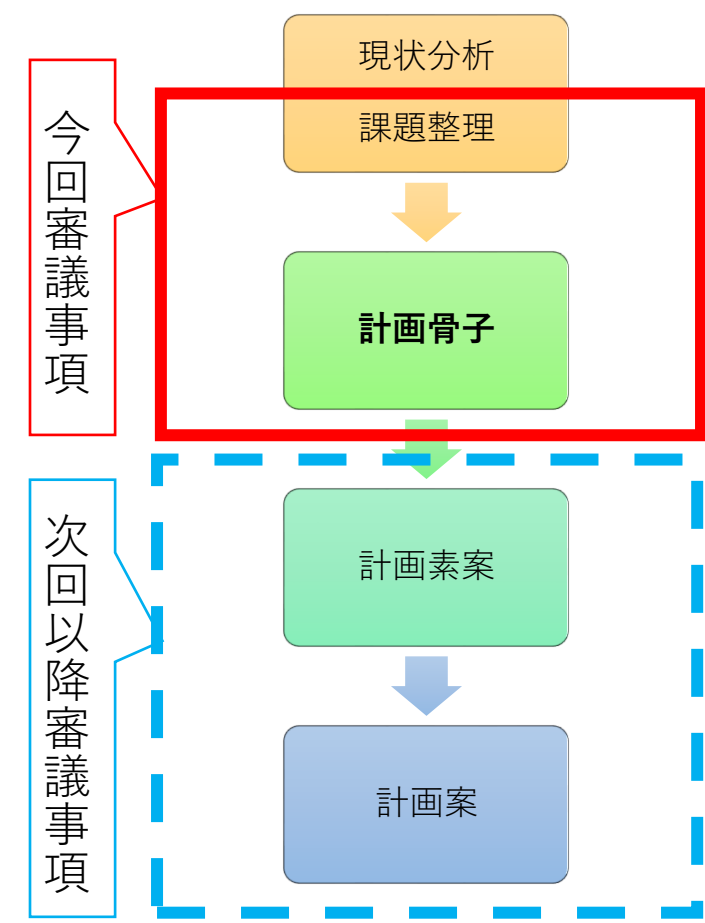
## 「（仮称）第12次宇都宮市交通安全計画」の骨子案について

### ○ 趣旨

第11次交通安全計画の実績・評価や市内の交通事故の状況等をもとに抽出した課題のほか、第1回交通安全審議会での意見や市民アンケート調査結果なども踏まえ課題を再整理し、第12次計画の骨子案を作成するもの

# 目次

I	計画の概要	8
1	第12次計画の目的・期間・位置付け	
2	策定体制	
II	本市における交通の現状と課題	10
1	交通環境を取り巻く国・県・市の動向	
2	本市の交通事故の現状 (R2~R6)	
3	市民の意識等	
4	現行計画の評価	
5	課題の総括	
III	計画の基本方針	19
1	計画の基本的な考え方について	
2	施策体系について	
IV	今後のスケジュール	24



# 1-1 第12次計画の目的・期間・位置付け

## ■ 計画の目的

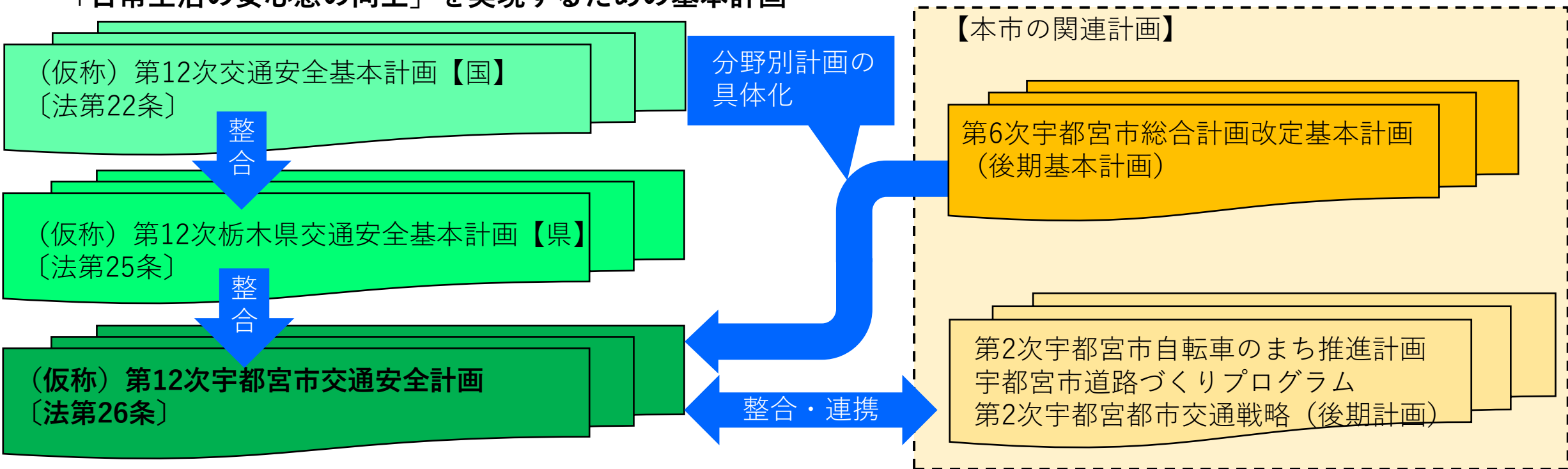
交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念のもとに「交通事故のない社会」を実現するため、計画的・継続的に効果的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図る。

## ■ 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

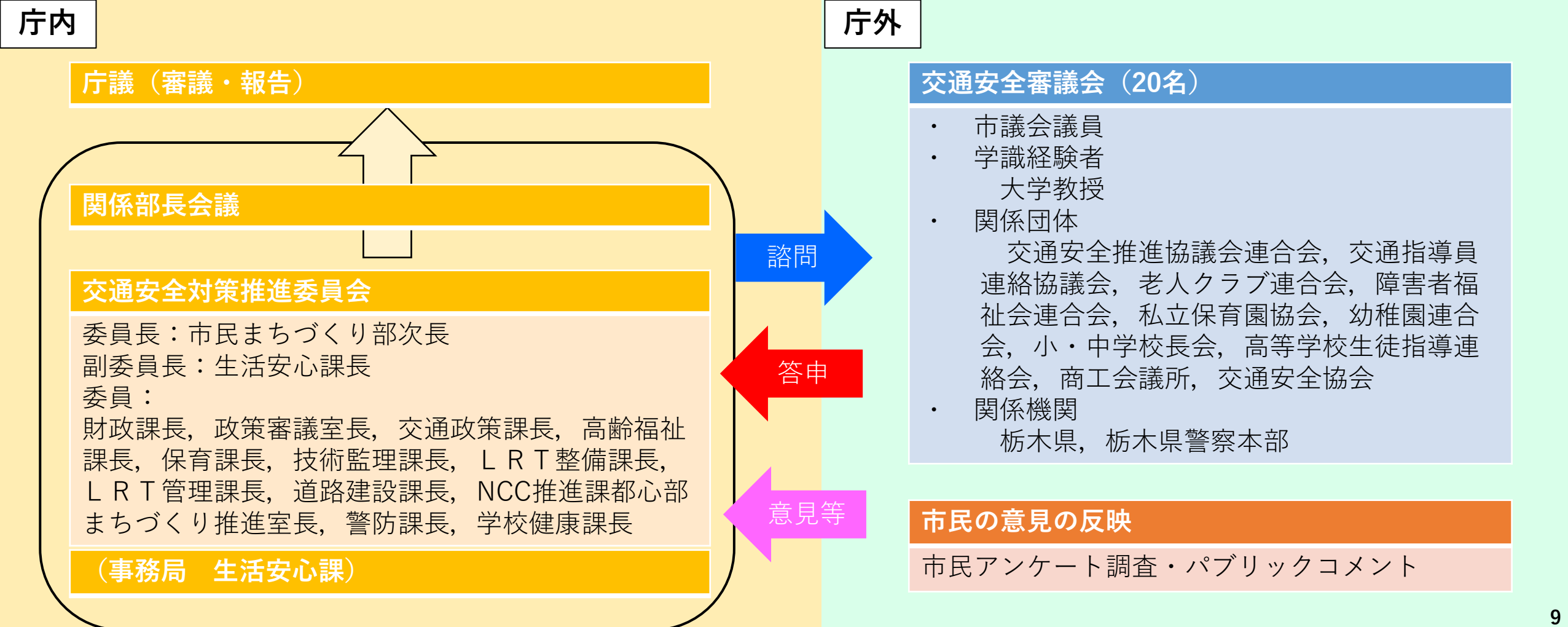
## ■ 計画の位置付け

- 総合的な交通安全対策を推進するため、交通安全対策基本法第26条に基づき作成する計画
- 第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「安全・安心の未来都市」の基本施策である「日常生活の安心感の向上」を実現するための基本計画**



## ○ 策定体制について

- ① 庁内：関係各課による推進委員会，作業部会（原案の作成，調整）
- ② 庁外：宇都宮市交通安全審議会へ諮問し，各分野の専門的な視点からの意見や，課題認識・対応策などを伺う
- ③ 市民意見の反映：パブリックコメントの実施



## II - 1 交通環境を取り巻く国・県・市の動向

### ■ 国の動向

- 第12次交通安全基本計画の策定に向け、「交通事故のない社会を目指して」、「人優先の交通安全思想」及び「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」の3点を基本理念として整理が進められている。
- 交通安全に関する政策効果の向上を図るため、**EBPMの推進**が求められている。
- 外国で取得した運転免許証を日本の免許証に切り替える手続き「外免切替」について、知識確認・技能確認を厳格化するなど、**外国人運転者対策**が進められている。
- 自転車の関係する交通事故では自転車側にも法令違反等が多いことなどから、自転車利用者の法令遵守を図るため、交通反則通告制度が自転車にも適用される。(R8.4～)
- 生活道路の安全確保のため、生活道路における自動車の法定速度が引き下げられる。(R8.9～)

### ■ 県の動向

- 第12次栃木県交通安全基本計画の策定に向け、検討が進められている。
- 「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行 (R4.4)

## II - 1 交通環境を取り巻く国・県・市の動向

### ■市における主な動向等

- NCCを支える多様な交通が共存する交通体系の構築を目指し、**公共交通や徒歩、自転車、自動車等の多様な交通手段から地域に合わせ最適に組み合わせた交通体系（ベストミックス）の構築**に向けて、**効率的・効果的な道路事業を推進**している。
- NCCのさらなる促進に向けて、ライトラインの駅西延伸やバス路線の再編、地域内交通の未導入地区への導入など階層性のある利便性の高い**公共交通ネットワークの整備**を推進している。
- 「自転車のまち宇都宮」の実現に向け、安全で快適な自転車の利用環境を創出するため、自転車専用通行帯や矢羽根型路面標示などの手法を活用し**自転車走行空間の整備**を推進している。
- **都心部**においては「都心部まちづくりプラン」に基づき、ライトラインを基軸とした公共交通と一体となった人中心の居心地のいい**ウォーカブルなまちづくり**を推進している。
- 民間事業者が運営主体となって電動アシスト付自転車や電動キックボードのシェアリングモビリティ事業を実施している。

# II - 2 本市の交通事故の現状 (R2～R6)

## 本市の交通事故の現状 (R2～R6)

[発生件数, 死者数, 重傷者数]

- 発生件数は減少傾向であったものの、令和6年は前年比で増加に転じた。
- 死者数は令和5年以降増加傾向にある。
- 重傷者数は増加傾向にある。

[事故類型・状態別]

- 歩行者 : 交通事故**死者の状態別では歩行中が最も多い。** (41.7%)
- 自転車 : 世代別の人口当たりの**自転車事故当事者数は、高校生が突出して多く、**次いで中学生となっている。
- 自動車等 : **高齢運転者が第1当事者となる重傷事故が増加**している。

[年代別等]

- 子ども※や高校生が関係する交通事故は横ばいの傾向にある。
- 中学生の83.0%, 高校生の85.3%が「自転車乗車中」の事故である。
- 全体の死亡事故のうち高齢者が57.1%を占める。
- **外国人の自動車乗車中の事故当事者数**は令和6年において**前年比で1.5倍増加**している。

※ 子ども・・・中学生以下の者をいう。

## II - 3 市民の意識等

### (1) 交通安全に関する市民アンケート調査結果

- **自動車の交通事故を減らすため**には、**高齢者に対する対策**が必要であり、有効な手法は「交通安全教室」のほか「高齢者の移動手段の確保」や「運転免許証の自主返納の促進」などが多い。
- **自転車の交通事故を減らすため**には、**高校生に対する対策**が必要であり、有効な手法は「交通安全教室」が最も多く、次いで「SNSでの啓発」、「スマートフォンアプリを使った啓発」が多い。
- **歩行者の交通事故を減らすため**には、高齢者のほか、青年から壮年といった成人に対する対策が必要であり、有効な手法は「**交通ルール・マナー全般の周知**」が最も多く、次いで「歩きスマホ防止に関する啓発」となっている。

### (2) 宇都宮市交通安全審議会における意見

- 自転車の交通事故は加害被害問わず重大な事故につながる恐れがあることから、自転車利用の多い高校生に対する自転車安全利用教育を推進していく必要がある。
- 高校生と比較し様々な交通モードを使用できる大学生に対する啓発の必要がある。
- 高齢者運転者による事故を減少させるため、身体機能測定器を活用するなど高齢者に対する交通安全教育に取り組んでいく必要がある。

第11次宇都宮市交通安全計画の体系

## 交通事故のない社会の実現

### 計画の目標指標 (R7)

▼交通事故発生件数  
1,040件以下

▼交通事故死者数  
8人以下

▼交通事故重傷者数  
90人以下

### 施策の柱Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

基本施策

- 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進
- L R Tの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発の推進
- 自転車利用者への交通安全教育・周知啓発の推進
- 地域等と連携した交通安全運動や交通事故防止活動の推進
- 交通安全広報啓発活動の推進
- 交通安全に関する団体・企業等の主体的活動の促進

### 施策の柱Ⅱ 地域と連携した道路交通環境の整備

基本施策

- 事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策の推進
- 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 自転車利用環境の総合的整備
- 交通安全に配慮した道路交通環境の整備
- L R Tをはじめとする公共交通ネットワークの整備

### 施策の柱Ⅲ 救助・救急対策の推進

基本施策

- 救助・救急体制等の推進
- 応急手当の普及啓発活動の推進

### 施策の柱Ⅳ 被害者支援の推進

基本施策

- 関係機関と連携した被害者支援の推進

重点的に対応すべきターゲット  
(子どもや高校生・高齢者・自転車利用者)

横断的な手法 「ICTの活用」

43個別施策  
⇒ 9活動指標  
65事業  
新規： 5事業  
拡充： 2事業  
継続： 58事業

# II - 4 現行計画の評価

## ▼ 目標指標の達成状況

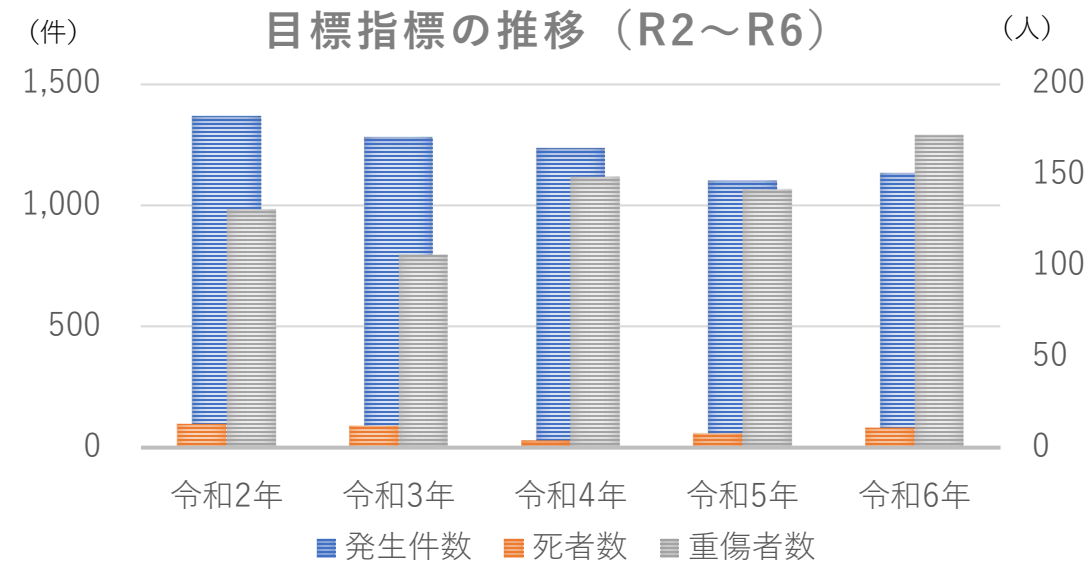
目標指標名	基準値 令和2年	目標値 令和7年	実績 令和6年
交通事故発生件数	1,368件	1,040件以下	1,134件
交通事故死者数	13人	8人以下	11人
交通事故重傷者数	131人	90人以下	172人

## ▼ 重点的に対応すべきターゲットの成果指標の達成状況

成果指標名	基準値 令和2年	目標値 令和7年	実績 令和6年
子どもが関係する交通事故発生件数	95件	60件以下	86件
高校生が関係する交通事故発生件数	107件	60件以下	98件
高齢者が関係する交通事故発生件数	474件	400件以下	390件
自転車に関係する交通事故発生件数	484件	270件以下	372件

## 【計画の評価】

- ・ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚や、安全・安心な道路交通環境の整備などに係る施策事業を推進したことにより、計画の目標指標である交通事故発生件数や死者数、重傷者数は目標値に達成していないものの、交通事故発生件数、死者数は基準値と比較し減少するなど一定の効果을上げている。
- ・ しかしながら、交通事故死者の状態別では歩行中が最も多いことや、高齢運転者による重傷事故が増加していることなどから、今後さらなる交通安全対策が必要である。



# II - 4 現行計画の評価

## 施策の柱Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

### 【取組状況】

子どもから高齢者まで各年代の特性や交通手段に応じた交通安全教室や、ライトラインの交通ルールの周知啓発、地域や警察等と一体となった交通安全運動のほか、民間企業と連携し、ICTを活用した地域参加型の交通安全イベントを開催するなど、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図った。

## 施策の柱Ⅱ 地域と連携した道路交通環境の整備

### 【取組状況】

地域や民間企業と連携し、事故データや走行データを活用した安全対策のほか、誰もが安全で安心して使える歩行環境の整備や自転車走行空間の整備を推進するなど、安全・安心な道路交通環境の整備を推進した。  
宇都宮駅東側のライトラインの整備やバス路線の再編、地域内交通の運行地域の拡充などを着実に取り組み、誰もが移動しやすい階層性のある利便性の高い公共交通ネットワークの整備を推進した。

## 施策の柱Ⅲ 救助・救急対策の推進

### 【取組状況】

救急救命士を計画的に養成するとともに、応急手当講習会を実施することなどにより、救助・救急対策を推進した。

## 施策の柱Ⅳ 被害者支援の推進

### 【取組状況】

被害者支援センターとちぎと連携しながら、交通安全教室と併せて実施する「命の大切さを学ぶ授業」において被害者支援に係る周知を行うことなどにより、被害者支援を推進した。

## ◎ 課題の総括

第1次計画の実績・評価や、本市を取り巻く交通環境等の変化から導出された課題のほか、第1回交通安全審議会や市民アンケート調査から追加された課題も踏まえ、「市民の交通安全意識の高揚（ソフト）」、「安全・安心の道路交通環境の整備（ハード）」、「交通事故受傷者等への対応」の3つの枠組みに分類する。

### 市民の交通安全意識の高揚（ソフト）

市民一人ひとりの交通ルールの遵守・マナー向上を図るため、各年代の特性や属性に応じた体系的な交通安全教育に加え、「歩行者」「自転車利用者」「自動車運転者」などの交通モードに応じ本市の交通事故の傾向等を捉えた周知啓発を充実させる必要がある。

交通事故リスクの低減を図るため、公共交通ネットワークの整備の進展に合わせて、さらに公共交通の利用を促進する必要がある。

交通安全教室や地域等と連携した交通安全活動などの従来の取組に加え、デジタルを活用した効果的な啓発などを推進する必要がある。

### 【特に重視すべき課題】

- 高校生の**自転車の安全利用の更なる促進**
- **高齢運転者の移動手段の見直しを促す機会の充実**
- 駅東側のライトラインの状況を踏まえた交通ルールの周知の強化
- **外国人運転者に対する交通安全教育の充実**

## ◎ 課題の総括

### 安全・安心の道路交通環境の整備

安全で快適な道路交通環境を形成するため、データ等※の調査分析を踏まえ、地域と連携した交通安全対策を推進し、**歩行環境の確保**や、**自転車利用環境の整備**、**道路交通環境の整備**、**公共交通ネットワークの整備に取り組んでいく必要がある。**

#### 【特に重視すべき課題】

- **人優先の安全・安心な歩行環境の確保**
- **自転車が安全・快適に移動できる通行環境の整備**
- **生活道路の安全対策の充実**
- ライトラインの駅西延伸やバス路線の再編、地域内交通の充実など、**公共交通ネットワークの整備推進**

### 交通事故受傷者等に対する対応（救助救急・被害者支援施策）

交通事故による負傷者への救急活動の維持向上を図るため、救急救命士の計画的な養成や救急・救助隊員の教育訓練の充実、ドクターカー・ドクターヘリの活用など、**救助・救急対策を推進する必要がある。**

関係機関や支援団体と連携しながら交通事故による**被害者支援の充実を図る**必要がある。

#### 【特に重視すべき課題】

- 交通事故被害者に寄り添ったワンストップによる支援の充実

※ データ等・・・交通事故データや車両の走行データ、交通量などの定量的な指標を指す

# III-1 計画の基本的な考え方について

## (1) 本市の目指す姿

国の交通安全基本計画の基本理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本とし、少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会を構築し「交通事故のない社会」を目指す。

## (2) 基本的な考え方

- ▶ 超高齢社会の進行などの社会情勢や、ライトラインをはじめとする公共交通ネットワークの充実や自転車のまち宇都宮の推進、都心部のウォークアブルなまちづくりなど、本市の目指すまちづくりによる交通環境の変化に応じた交通安全対策を推進する。
- ▶ 特に重要な課題である「子どもや高校生」「高齢者」、「歩行者」「自転車利用者」の安全を確保するための取組を重点的に推進する。
- ▶ デジタルを活用するとともに、地域、関係機関等と連携して交通安全対策を推進していく。

## (3) 第12次計画の基本目標

導出された課題について性質ごとに分類した「市民の交通安全意識の高揚（ソフト）」，「安全・安心の道路交通環境の整備（ハード）」，「交通事故受傷者等への対応」に関する交通安全施策を「基本目標（＝施策の柱）」とする。

### 課題の分類

市民の交通安全意識の高揚（ソフト）

安全・安心の道路交通環境の整備（ハード）

交通事故受傷者等に対する対応（救助救急・被害者支援）

### 基本目標（＝施策の柱）

基本目標Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

基本目標Ⅱ 安全・安心な道路交通環境の整備

基本目標Ⅲ 救助・救急対策及び被害者支援の推進

# Ⅲ－１ 計画の基本的な考え方について

## (3) 第12次計画の基本目標

### ■基本目標Ⅰ「市民一人ひとりの交通安全意識の高揚」

市民一人ひとりが交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できるよう、各年代の特性に応じた交通安全教育や、歩行者、自転車利用者、自動車運転者それぞれに対する周知啓発、地域等における交通安全活動を推進する。

また、自動車から公共交通への転換を進めることにより、交通事故リスクの低減を図るため、公共交通の利用促進を推進する

### ■基本目標Ⅱ「安全・安心な道路交通環境の整備」

安全で快適な道路交通環境を形成するため、交通事故データ等の分析を踏まえ、地域と連携した交通安全対策を推進し、歩行者・自転車の安全で快適な通行空間や道路交通環境の整備を推進する。

また、誰もが安全・安心に移動できるよう、ライトラインをはじめとする階層性のある公共交ネットワークの整備を推進する。

### ■基本目標Ⅲ「救助・救急対策及び被害者支援の推進」

交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめる救急活動を維持向上させるため、救助・救急体制を充実させる。

交通事故被害者等を支援していくため、県や犯罪被害者等を支援する団体と連携し、交通事故相談事務等の充実や被害者支援に関する広報啓発等を推進する。

# Ⅲ-1 計画の基本的な考え方について

## (4) 重点的に対応すべきターゲット

計画の目標を達成するため、3つの基本目標において重点的かつ横断的に対応すべきターゲットを設定し、それぞれに成果指標を設け計画をより強力に推進していく。

### ▼ 世代毎の重点的に対応すべきターゲット

#### ① 子どもや高校生の安全確保

##### 【設定の理由】

- ・ 全国的には登下校時等に子どもが犠牲となる事故が発生
- ・ 本市においては交通事故全体の件数が減少傾向にある中、子どもや高校生が関係する**交通事故発生件数が近年横ばいの傾向**

#### ② 高齢者の安全確保

##### 【設定の理由】

- ・ 交通事故の**死者における高齢者の割合が高い**
- ・ **高齢運転者が第1当事者となる重傷事故が増加**

### ▼ 交通モード毎の重点的に対応すべきターゲット

#### ③ 歩行者の安全確保【新設】

##### 【設定の理由】

- ・ 歩行中の交通事故死者数は状態別の中で最も多い
- ・ **都心部においてウォーカブルなまちづくりを推進**
- ・ 令和8年9月からの生活道路における法定速度の引き下げなど、**歩行者等の安全確保に関する改正法**が施行

#### ④ 自転車利用者の安全確保

##### 【設定の理由】

- ・ 自転車を安全で快適に楽しく利用できる「自転車のまち宇都宮」を推進
- ・ 令和8年4月からは「**交通反則通告制度**」が**自転車にも適用（16歳以上が対象）**

# III-2 施策体系について（基本施策及び個別施策イメージ案）

基本目標	基本施策	【参考】個別施策イメージ（案）※主なものを掲載	重点的に対応すべきターゲット				横断的手法	
			子ども・高校生	高齢者	歩行者	自転車	デジタル	地域
市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1) 各年代の特性や属性に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	子どもから高齢者まで各年代を対象とした各種交通安全教室の開催	○	○	○	○	○	○
		<b>外国人に対する交通安全教育の推進（外国人運転者など）</b>			○	○		
	(2) 歩行者の安全な通行に向けた周知啓発の推進	歩きスマホ防止の啓発の推進	○	○	○			○
		反射材の着用促進	○	○	○			○
	(3) 自転車安全利用の促進に向けた周知啓発の推進	<b>スマートフォンアプリなどのデジタルを活用した効果的な啓発</b> 取組イメージ（案）：自転車の走行データを記録し、運転を点数化することで自身の運転を振り返り安全意識の高揚につなげるもの	○	○		○	○	○
		自転車ヘルメットの着用促進	○	○		○	○	○
	(4) 自動車運転者の安全運転の確保に向けた周知啓発の推進	<b>高齢運転者の運転免許証の自主返納の促進</b> 取組イメージ（案）：運転免許証を自主返納した高齢運転者に対し特典を付与するなど、自主返納のきっかけづくりにつなげるもの		○			○	○
		歩行者保護意識の啓発	○	○	○			○
	(5) NCCの推進を踏まえた交通安全教育・周知啓発の推進及び公共交通の利用促進	ライトラインに関する交通ルールの周知	○	○	○	○	○	○
		公共交通の利用促進	○	○			○	○
	(6) 関係機関等と連携した交通安全活動の推進	交通安全市民総ぐるみ運動の推進	○	○	○	○		○
		企業・大学等と連携したデジタルを活用した啓発の推進 取組イメージ（案）：自転車の安全利用を促進するスマートフォンアプリの開発				○	○	

# III-2 施策体系について（基本施策及び個別施策イメージ案）

基本目標	基本施策	【参考】個別施策イメージ（案）※主なものを掲載	重点的に対応すべきターゲット				横断的手法	
			・子ども 高校生	高齢者	歩行者	自転車	デジタル	地域
II の安全 整備・ 安心な 道路交 通環境	(1) 人優先の安全・安心な歩行環境の確保	通学路等の交通安全の確保	○		○			○
		<b>都心部におけるゆとりある歩行空間の確保など、歩行者の安全確保につながる取組</b>	○	○	○			○
	(2) 安全で快適な自転車利用環境の総合的整備	<b>計画的な自転車通行空間の整備</b>	○	○		○		○
		利用促進に向けた駐輪場の整備	○	○		○		○
	(3) 交通安全に配慮した道路交通環境の整備	<b>生活道路におけるゾーン30プラスなどの面的な交通安全対策</b>	○	○	○	○	○	○
		地域と連携した交通安全対策の推進	○	○	○	○		○
	(4) 誰もが安全・安心に移動できる公共交通ネットワークの整備	<b>公共交通ネットワークの整備推進</b>	○	○				○
	III 者の救 支推助 援進・ の及救 推び急 進被対 害策	(1) 救助・救急体制等の推進	救急救命士の養成の推進					
ドクターカー等の活用推進								○
(2) 応急手当の普及啓発活動の推進		応急手当講習の実施						○
(3) 関係機関と連携した被害者支援の推進		交通事故相談事務等の充実						
		被害者支援に関する広報・啓発の推進						

# IV スケジュール

